### 別記様式

# 議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年1月30日(火)午後1時30分から午後3時00分まで
開催場所	市役所7階 第2、3委員会室
出席者(欠席委員)	出席委員:田中会長、櫻井副会長、押谷委員、浜島委員、梶浦委員
事務局	石黒委員、宮治委員、吉田委員、三宅委員、下條委員
	加藤委員
	(村瀬委員、山内委員)
	事務局:市長、健康福祉部長、市民窓口課長、保険医療グループ長
	保険医療グループ主査
会議の議題	(1) 諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
	(2) 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査
	等実施計画(案)について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
議事録の作成方法 記載内容の確認方法	<ul><li>■要点筆記 □全文記録 □その他</li><li>■会議の会長の確認を得ている</li></ul>
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	■会議の会長の確認を得ている
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他(会長が指名した委員の確認を得ている。)
記載内容の確認方法会議に提出された	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他(会長が指名した委員の確認を得ている。) ・資料1 令和6年度の国民健康保険税について
記載内容の確認方法会議に提出された	<ul><li>■会議の会長の確認を得ている</li><li>□出席した委員全員の確認を得ている</li><li>■その他(会長が指名した委員の確認を得ている。)</li><li>・資料1 令和6年度の国民健康保険税について</li><li>・資料2 現行と改正案との保険税額の比較</li></ul>
記載内容の確認方法会議に提出された	<ul> <li>■会議の会長の確認を得ている</li> <li>□出席した委員全員の確認を得ている</li> <li>■その他(会長が指名した委員の確認を得ている。)</li> <li>・資料1 令和6年度の国民健康保険税について</li> <li>・資料2 現行と改正案との保険税額の比較</li> <li>・資料3 一人当たり医療費の推移・国民健康保険加入者の状況</li> </ul>
記載内容の確認方法会議に提出された	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他(会長が指名した委員の確認を得ている。) ・資料1 令和6年度の国民健康保険税について ・資料2 現行と改正案との保険税額の比較 ・資料3 一人当たり医療費の推移・国民健康保険加入者の状況 ・資料4 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定
記載内容の確認方法 会議に提出された 資料の名称	<ul> <li>■会議の会長の確認を得ている</li> <li>□出席した委員全員の確認を得ている</li> <li>■その他(会長が指名した委員の確認を得ている。)</li> <li>・資料1 令和6年度の国民健康保険税について</li> <li>・資料2 現行と改正案との保険税額の比較</li> <li>・資料3 一人当たり医療費の推移・国民健康保険加入者の状況</li> <li>・資料4 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)</li> </ul>

### 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議題
- 5 その他
- 会 長: 会議は、会長が議長となるとのことでありますので、円滑な議事進行 にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、会議録に署 名していただく委員を指名させていただきます。

本日の署名委員は、吉田委員と三宅委員にお願いします。

お二人には後日、本日の会議録にご署名をいただきますのでよろしくお願いします。

#### 議題(1)諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

議長: これより議題に入ります。本日の議題につきましては、「諮問 岩倉 市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」が提出されていま す。それでは、市長から諮問についてお願いします。

市 長: 本日の協議会には、諮問第2号として、「岩倉市国民健康保険税条例 の一部改正」につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条 の規定に基づき意見を求めるものでございます。

諮問事項は、国民健康保険税の税率の改正で、「岩倉市国民健康保険税条例」に規定しております税率を、「基礎課税額」につきましては、所得割を7.4%に、均等割を30,000円に、平等割を20,500円に、「後期高齢者支援金等課税額」につきましては、所得割を2.9%に、均等割を11,000円に、平等割を7,700円に、「介護納付金課税額」につきましては、所得割を2.4%に、均等割を11,000円に、平等割を5,900円に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議長: 事務局から国民健康保険税条例の一部改正案の説明をお願いします。

事務局: 資料により説明。

議 長: 説明が終わりました。諮問内容及び説明内容につきまして、質疑がありましたらお願いします。

委員: 去年に引き続き税率を上げるとのことだが、理由を教えてほしい。また今後の税率はどうなるのか。

事務局: 増額となった主な理由は、被保険者数が減少しているにも関わらず、 保険給付費の上昇により事業費納付金が上がったことです。さらに、令 和5年度の決定の際は、今回よりも5,000万円程多く繰越金を活用しま したが、3年ぶりの改正ということで、実際は決定した税率と標準保険料率との乖離が生じている状態となっていました。今回示された標準保険料率は、介護分を除く、6つの区分で昨年度の標準保険料率を上回っており、実際の差分に加え、昨年度合わせきれなかった分についても今回の改正に上乗せしている形となっていますので、2年連続の増額となりました。今後についても保険給付費が上昇傾向にあり、それに伴って事業費納付金も上昇すると、税率の見直しが必要になると思います。

委員: 来年度は収納率を91.00%として見込んでいるようだが、収納率の過去の推移はどうなっているか。

事務局: 収納率は令和2年度が91.72%、令和3年度が91.70%、令和4年度が91.68%となっています。令和5年度は令和4年度と比べて下がる見込みです。

委 員: 収納率を数%上げることができれば、こんなに税率を上げなくても済 むのではないか。収納率を上げるための対策としては何をしているか。

事務局: 収納率が上がれば、税率の上げ幅は小さくすることができます。県が 示す収納率と本市の収納率の差が約4%あるということは、大きな課題 であると考えています。収納対策としては、国保の加入時に窓口において、口座振替でのお支払いが原則であることを直接お伝えし、口座振替 の原則化を徹底しています。口座振替の手続きをいただいた方には窓口で被保険者証をお渡しし、手続きができなかった方には、被保険者証を簡易書留で送付し、郵便物が確実に届くかを確認しています。また、初 期未納者対策として、新たに口座振替を始めた方が不能となった場合に、早い段階で、電話催告し、滞納額が増えないよう努めています。また、軽減対象となる所得でも未申告が理由で対象とならない事例も多く ありますので、未申告者への申告の勧奨も併せて実施しています。収納 担当課からは、コロナ禍で収入が減少し支払いが難しい被保険者も増えていると聞きますが、折衝機会を確保し、条件によっては差し押さえ等を行って収納率向上に向けて取り組んでいきます。

委員: 収納はどこの部署が担当か。

事務局: 収納に関しては税務課が担当になりますが、市民窓口課も国民健康保 険の担当部署として、加入時の説明や資格の適切な管理など、引き続き 取り組んでいきたいと考えています。

委員: 督促を行っていると思うが、反応がない人の対策はどうしているか。 事務局: 電話や郵送などで繰り返し督促をし、督促状が届かない人については、 登録の住所を訪問し、情報把握に努めています。

委員: 同じ督促をずっと繰り返しても収納率は変わらないと思うが、新しく 行った取組としては何かあるのか。 事務局: 今年重視する項目として収納担当課と進めていることは初期未納対策であり、未納になった早い段階から電話をするよう心がけています。

委 員: 未納の人の保険証はどうなっているのか。

事務局: 未納が1年以上続く人は保険証の有効期限を通常の有効期限より短い6か月や3か月にすることで、期限が切れる前に来庁してもらい、折衝機会を増やして納付相談を行っています。未納が続く人で給与や預貯金がある人については、場合によっては財産調査により差し押さえを行い、払う人だけが不公平とならないように、加入者全員が平等に納付されるよう努めています。

委員: 資格を止めることはできるのか。

事務局: 短期証がその役割をしており、有効期限が切れると病院での負担が10割になるため、期限が切れる前に来庁してもらい納付を促しています。 ただ、短期証にならないようにこまめな折衝を続けることが必要と考えています。

委員: 未納者の割合が下がっていないのに、負担だけが上がるのは被保険者 が許容できないと思う。市としてできることは収納率を上げること。市 として具体的な案を提示してほしい。

事務局: この場ですぐ具体的な対策を提示するのが難しいですが、税務課と相談して結果に繋がる案を提示していきたいと思います。

委員: 資料に出てくる賦課限度額とはそもそも何か。

事務局: 今年度の5月にも賦課限度額の改正を行ったところですが、賦課限度額を設けないと所得の高い人は際限なく保険税額が上がることになり、納付意欲が損なわれるので、一定の限度額を設定しているものです。

委員: 賦課限度額を上げることはできないのか。

事務局: 国が賦課限度額を示しており、国が改正すれば本市も国の基準に合わせて改正を行っています。

委 員: 採用案としては C 案を提示しているが、C 案の内容や採用するに至っ た経緯を教えてほしい。

事務局: C案については均等割を1,000円未満切り捨て、平等割を100円未満切り捨てにしています。本市の被保険者の状況として、一人ひとりにかかる部分を下げないと、低所得者に大きな負担となってしまうため、均等割の上げ幅を抑えるという所に重点を置きました。また世帯にかかる平等割についても、標準保険料率より低い設定としました。

委 員: 診療報酬の改定があると聞くが、その点は影響している部分はあるのか。

事務局: 国から診療報酬改定率 0.9988 が示されており、その数値を反映した 形で事業費納付金も算定されています。 議 長: 他にありませんでしょうか。無いようですので、これで質疑を終了させていただきます。それでは、国民健康保険税条例の一部改正の諮問につきましては、事務局が提示した改正案を原案のとおり了として答申してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長: 異議なしとのことでありますので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議の上、作成し、市長へ届けることといたします。なお、答申については、会長の私に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長: ありがとうございます。それでは、会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。これで、議題(1)「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を終わります。

## 議題(2)岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等 実施計画(案)について

議長: 続いて議題(2)の「岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画(案)」の説明をお願いします。

事務局: 資料により説明。

議 長: 説明が終わりました。説明内容につきまして、質疑がありましたらお 願いします。

委員: 市民への周知はどのように行うのか。

事務局: 市ホームページや市役所で資料を公表し、2月19日から3月19日までパブリックコメントを行い市民の方から意見をいただきます。意見が提出され、修正がありましたらそれを反映させたものを最終版として市ホームページで公表します。

委員: コロナ禍の時に受診率が減っているようだが原因は何か。

事務局: 市民が密になることを避けて、受診を控えたことが理由の一つと考えます。

委員: 病院に通っていると色々な検査をしてくれるので、健診はいらないと 思う人は多いと思う。検査を受けている人が病院に通っている証明や、 結果を持参すればよいのではないか。

事務局: 日ごろから病院で検査を受けている方も多いとは思いますが、病院で行う検査項目と、市の健診の検査項目には違いがあるので、市の健診を受診していただきたいです。市の健診では、特定健診の基本項目に加えて眼底検査や、一部有料ですが肺がん検診もオプションで受診できます。健診を受けていただくことで病気の早期発見、早期治療にも繋がり

ますし、何より自身の体の健康状態を知っていただく機会として、1年 に1回の健診受診をお願いしていきたいと思います。

委 員: 健診に行くことで健康に繋がるとはどういうことか。

委員: 日本では健診という大きなザルを使ってリスクのある人を発見し、早期診断、早期治療に繋げている。コロナ禍で健診受診率が落ちてしまったことにより、リスクのある人を適切な受診に繋げられていない部分もある。この計画はそれらを改善するための目的でもあるということでよいか。

事務局: そのとおりです。まずは健診を受診してもらうことで健康に対する意識付けを行い、並行して高血圧や糖尿病などのリスクを持っている人を適切に医療機関に繋げることが重要だと考えます。また、今回データヘルス計画の個別事業で健康相談事業を上げていますが、この事業は他の自治体でもあまり見られない特徴的なものであり、人間ドック費用助成で来庁した市民に管理栄養士が生活習慣等の相談を直接行うので、自身の健康状態を意識するよいきっかけになるものと思います。

委員: 計画案43ページに特定健康診査の実施期間が「6月から9月までの うち30日間」とあるが、この期間以外は受診できないのか。

事務局: 特定健診として受診して頂けるのは30日間ですが、別に通年で人間 ドックの助成事業を実施しています。人間ドックの実施期間も表記する 形に修正したいと思います。

委員: 岩倉市医師会に外部委託しているとのことだが、個別の医療機関でも 受診できるということか。

事務局: 特定健診は医師会と集団健診での契約を行っており、個別健診は実施 していません。

委 員: 集団健診の際に特定保健指導ができないかと思うが、検査結果が出て いないと難しいか。

事務局: 集団健診では難しいですが、人間ドック助成事業の利用者には健診結果を持参してきてもらった際に検査結果を見て、一定の数値を超えている人は特定保健指導の初回面談に繋いでいます。

#### 5 その他

議 長: それでは、会議次第5の「その他」ですが、なにかありますか。

事務局: 次回の運営協議会開催日程等、事務連絡について説明。

議長: 全体を通して、ご質問などありませんでしょうか。

無いようですので、本会議はこれをもって閉じさせていただきます。

本日は大変お疲れ様でした。